

## 1 調査の経緯

周南市防災行政無線検証会設置要綱（以下「要綱」という。）が、平成 23 年 6 月 27 日に制定され、木村周南市長から、平成 23 年 8 月 29 日に、周南市防災行政無線検証会（以下「当検証会」という。）に対し、平成 22 年度周南市防災行政無線施設整備工事に係る問題を検証するよう依頼された。

当検証会は、次のとおり調査を行なった。

第 1 回 平成 23 年 8 月 29 日（月） 委員 4 人全員出席

市長から調査依頼。検証項目の追加等を審議

第 2 回 平成 23 年 9 月 5 日（月） 委員 4 人全員出席

検証項目について審議

第 3 回 平成 23 年 9 月 21 日（水） 委員 4 人全員出席

検証項目について審議

第 4 回 平成 23 年 10 月 6 日（木） 委員 4 人全員出席

検証項目、報告書及び提言について審議

この調査の結果及び意見を、要綱第 6 条の規定により以下のとおり報告する。

## 2 事案の概要

周南市は、平成 17 年度に周南市防災行政無線施設実施設計業務を履行した株式会社中国電通技研（以下「中国技研」という。）に、平成 21 年 11 月 9 日から平成 22 年 2 月 26 日までを履行期間とする周南市防災行政無線施設実施設計業務（平成 17 年度設計見直し）（以下「実施設計業務」という。）を委託した。業務内容には、発注仕様書（周南市防災行政無線施設整備工事（以下「本件工事」という。）の契約手続の際に必要な）と設置計画書（案）（中国総合通信局（以下「通信局」という。）に提出する電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 6 条の規定による無線局設置に係る免許申請の事前協議資料）の作成及び提出があった。

平成 22 年 4 月 16 日（以下事案の概要中で、日付けが「平成 22 年」の場合は「平成 22 年」を省略する。）に、周南市は、通信局と設置計画書（案）について協議を行なった。その際の通信局の指摘の主なものは、鹿野・熊毛まで電波が届くための根拠（10W）を示すこと、将来構想である鹿野・熊毛を網羅した構想を示すこと、工程を考慮し業者を早く選定するようにとのことであった。

周南市は、上記発注仕様書を基に、4 月 26 日に本件工事の条件付一般競争入札を公告し、同月 30 日に以下の表のとおり本件工事の入札参加資格及び本件工事の特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）の一部を変更し、5 月 19 日に同入札を中止し、5 月 24 日に以下の表のとおり特記仕様書の一部を変更して、再入札を公告した。

4 月 30 日の変更	5 月 24 日の変更
（入札参加資格の変更） 「電気通信工事において、経営事項 審査を受審し、その総合評定値が	（特記仕様書の変更箇所） 5-19 地元業者の活用 (2) 地元業者で施工可能な工事、

<p>1,200 点以上であること。」を追加 「第1級陸上特殊無線技術士またはこれと同等以上の資格を有する」を 「第1級陸上無線技術士の資格を有する者」に変更 (特記仕様書の変更箇所)</p> <p>5-19 地元業者との共同企業体の活用 (2) 地元業者で施工可能な工事、受託可能な業務については、公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係のある第1級陸上無線技術士を有する地元業者を活用すること。</p>	<p>受託可能な業務については、地元業者を活用(共同企業体または下請負)すること。</p> <p>(7) 基幹システムの施工※)については、地元業者との共同企業体の活用に努めること。構成する地元業者は、公告日以前に3ヶ月以上の雇用関係のある第1級陸上無線技術士を有すること。</p> <p>(イ) 下請負工事として地元業者を活用する場合には、対象工事や契約内容等について適正に行うこと。</p> <p>※) 基幹システムとは、既設消防無線施設及び無線網の改修・接続、無線送受信機等の設置・増改築などのことをいう。</p>
---	--

6月4日に、周南市は入札を実施し、低入札価格調査を経て日本無線株式会社(以下「日本無線」という。)が落札した。周南市は、仮契約を締結するに当たり、日本無線に、本件工事の施工において、工期を遵守し設計図書のとおり責任を持って完了することの誓約書及び本件工事に関し、日本無線の依頼があれば、三菱電機株式会社(以下「三菱電機」という。)が確かに請けるとする書類の提出を求めた。これに対し、日本無線は、6月10日付けで、誓約書と現在使用している消防無線、消防業務に支障をきたさない様、万全の安全性を配慮することを約束する同社の確約書を提出した。

6月10日に、周南市は、日本無線と本件工事の仮契約を締結した。6月14日に、三菱電機から、「同日時点で、日本無線とは相互の機器仕様(インターフェース条件等)の確認が未実施であり技術的確認(以下「接続確認」という。)が得られていない、日本無線は「製作者の承諾」(特記仕様書の12ページに記載。以下同じ。)を三菱電機から得ていない状況であるにもかかわらず、周南市が日本無線を落札決定したことに異議がある。」とする異議申立書が提出された。このため、周南市は、同日に予定していた本件工事の請負契約の締結議案の提出を見送り、日本無線に対して6月15日、21日及び25日にヒアリングを行い、三菱電機に対して6月15日及び28日にヒアリングを行った。周南市は、7月20日付けの文書で、三菱電機に、落札決定は行政庁の処分ではないため行政不服審査法の異議申立てはできないと通知した。

7月21日の周南市議会の本件工事の請負契約の締結議案の可決を経て、周南市は、7月23日付けの文書で、日本無線に、「製作者の承諾」は8月末日までの取得に努めること、工事は契約の内容に基づき誠実に履行すること、周南市の承認を得ない仕様変更や契約金額の変更は認めないことを附帯事項として7月27日で仮契約を本契約(以下「本件契約」という。)にする旨を通知した。

8月6日に、周南市、日本無線、三菱電機、中国技研その他関係者が集まり、本件工事の既設消防無線に関して協議をした。この後も日本無線は、三菱電機と接続確認等について協議を重ねた。

9月10日に、通信局、周南市及び日本無線は、4月16日の通信局の指摘事項について協議をした。9月29日に、同事項について周南市及び日本無線で協議が行われた。また、同日に、日本無線から、消防本部における多重端局装置の改造について、中継所への接続部分と親局への接続部分を分ける（以下「案1」という。）ことによって消防無線の断線時間の短縮、コストダウンをすることが可能と説明があった。

9月上旬に日本無線は消防施設の現地調査を消防本部に申し出たが、消防本部は、日本無線に文書で依頼するよう伝え、日本無線からはその後正式な文書依頼は发出されていない。

周南市は、10月19日付けの文書で、三菱電機に、接続確認が終了しているか回答するよう依頼し、三菱電機は、10月26日付けの文書で、周南市に、特記仕様書どおりの構成（以下「特記仕様書構成」という。）ではない案1での接続確認が確認済であること、10月29日迄に日本無線からの発注を条件に平成23年3月末までの工事完了に努めることを回答した。日本無線は、10月28日付けの文書で、案1での接続確認が確認済みであるとする上記三菱電機の回答を添えて周南市に報告した。

11月2日に、周南市及び日本無線は協議をし、島津前市長（以下「前市長」という。）は、日本無線に、接続確認について「システム全体として繋がる必要がある。」、日本無線からの平成23年3月末の納期の遵守の危惧について「納期の延長は認められない。」、通信局の指摘事項について「私に対応します。」と発言した。11月4日に周南市及び日本無線は案1を協議し、日本無線は、案1は特記仕様書の変更ではなく技術提案であるとして説明したが、翌日の11月5日に周南市、日本無線及び中国技研で提案・協議することになった。同日、中国技研は案1が仕様変更であると主張した。周南市は、中国技研に仕様変更と考える根拠を示すよう依頼したが明確な回答はないままであった。周南市は、本件契約が低価格入札であり、日本無線が仮契約締結の際に誓約書を提出していることから設計図書どおりの施工を日本無線に求めた。

日本無線は、11月24日付けの文書で、周南市に、①周南市、三菱電機、日本無線の「製作者の承諾を得ること」の認識の違いから長期に亘る協議を要したが、周南市が指示した「接続確認」の完了により解決したと理解していること②網同期装置新設に伴う既設消防無線の回線停止に伴う運用への影響を回避するには案1が適切と考えていること③周南市と中国技研で決定すべき事項に係る通信局からの指摘について、周南市で設置計画書（案）を見直す必要があること④工期について、設置計画書（案）の問題点が12月上旬までに解決することを前提に契約上の工期である平成24年3月末までの完工を予定しているが、設置計画書（案）等を見直す場合は、工期遅延のおそれがあると伝えた。これに対して、周南市は、11月29日付けの文書で、日本無線に、①「製作者

の承諾を得ること」の解釈については、既設消防無線への影響防止のため納入機器の観点においても必要であること②設計図書どおりの施工をするべきこと、既設消防無線の回線停止に伴う影響回避（以下「バックアップ」という。）は特記仕様書に特に明記し、設計図書の施工を進める中で考慮するべきものであること③通信局の指摘事項は、周南市、日本無線及び中国技研の協議により解決するべきこと④納入時期は、設計図書に定めた期日を守って施工をするべきことを伝え、11月30日付けの文書で、更に、日本無線に、①確認書は、三菱電機から承諾を得て提出すること②設計図書どおりの施工をするべきこと③通信局及び関係機関との協議の上システムの構築、施工をするべきこと④工期及び納期は遵守するべきことを伝えた。

日本無線は、12月3日付けの文書で、周南市に、①通信局からの指摘事項についての明確な回答②特記仕様書どおりの施工により平成23年3月末の機器納入に関して見込まれる数カ月の遅延についての周南市の見解の回答③案1は採用しないと理解してよいかの回答④「製作者の承諾を得ること」及び確認書について日本無線が具体的に何をすれば良いのかの回答を求めた。周南市は、12月6日付けの文書で、日本無線に、①通信局の指摘事項に関しては市が意思決定を行うこと②設計図書の期日で施工を進めること③設計図書どおりの施工をすること④案1での接続確認はあるが、設計図書どおりの接続確認を提出するようにと回答した。日本無線は、12月10日付けの文書で、周南市に、①通信局の指摘事項が不明瞭のままであれば、工期内完工も危惧されるとして、無線局免許取得に関する問題点についての回答②工期及び納期についての協議③バックアップ方法についての回答を求め、あわせて三菱電機からの特記仕様書構成の接続確認が確認済であるとの回答を添付して提出した。

12月15日に、周南市と日本無線は協議し、日本無線から平成23年3月末の納期を守ることが難しいとの申出に対し、前市長は「平成23年3月末までに納入すること」と発言し、日本無線から提出された三菱電機からの特記仕様書構成の接続確認が確認済であるとの回答に対し、前市長は三菱電機からの「消防無線を含めたシステム全体の確認書」の提出を求めた。

日本無線は、12月20日付けの文書（以下「合意解約文書」という。）で、周南市に合意解約の意向を伝えた。周南市は、12月21日付けの文書で、合意解約文書の不明な箇所の回答を求め、日本無線は、12月24日付けの文書で、周南市に、納期延期が認められず、本件工事に係る必要な協議が整わなければ合意解約が合理的と考えたと回答したため、周南市は、12月28日付けの文書で、日本無線に、合意解約には応じないとし、契約に基づく履行を求めた。

周南市は、平成23年1月13日付けの文書で、日本無線に、契約の履行を求め、守られない場合は日本無線の債務不履行として契約解除を考えているとする催告書を発出し、日本無線は平成23年1月17日付けの文書で、周南市に、同社の債務不履行はないことと同社の見解を通知した。周南市は、平成23年1月19日付けの文書で、日本無線に、周南市と日本無線の見解の相違点を通知（通信局の指摘事項については、9月29日の協議等で日本無線に明らかにしていること

等) し、改めて関係書類の提出を求めた。日本無線は、平成23年1月24日付けの文書で、周南市に本件工事に関する同社の見解を通知した。

日本無線は、平成23年1月24日付けの文書で、周南市に、①周南市は、日本無線が三菱電機から得る「製作者の承諾」の内容を明確にしなかった。このため生じた工程遅延は周南市に責任があること②周南市は、通信局の指摘事項についてその見解を明らかにしないため、本件工事の関連作業を進めることができないこと、周南市及び中国技研が、通信局との間で設置計画書(案)について必要な調整を行い特記仕様書を作成していなかったため、通信局から指摘を受けていること③周南市は、回線停止時間問題への解決策を検討しないこと④周南市は、本件工事を進める上で必要な現地調査を禁止していること⑤周南市の責めに帰すべき事由により本件工事の工程が大幅に遅延しているのに、納入時期の延期を拒絶したことを理由として解除通知を発出した。周南市は、平成23年1月27日付けの文書で、日本無線に債務不履行があるとして、①本件契約書約款第42条第1項第2号(乙(契約の受注者)以下同じ。)の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成しないとき又は工期を経過した後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。)、第4号(前3号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。)、第5号(乙が本件契約書約款第44条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。)により、本件契約の解除を通知し、あわせて本件契約書約款第42条第2項に基づき違約金の請求をすることを伝えた。日本無線は、平成23年1月31日付けの文書で、周南市に①同社は既に本件契約を解除していること②同社が本件契約の債務の履行を怠った事実はないこと③違約金を支払わないことを通知した。

周南市は、平成23年2月3日付けで、日本無線に違約金48,825,000円を請求し、同日付けで、西日本建設業保証株式会社に請負者の責に帰すべき事由により請負契約が解除になった場合に、契約保証により請負者に代わって支払う特約保証金(以下「特約保証金」という。)48,825,000円を請求した。

日本無線は、平成23年2月8日付けの文書で、周南市に、違約金請求書の受領の通知と違約金請求には根拠がないので支払う債務は負わないと通知した。

周南市は、平成23年3月9日付けで、日本無線に、違約金を平成23年3月22日までに納入すること、支払期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した遅延賠償金を納付することとする督促状を送付した。

日本無線は、平成23年3月15日付けの文書で、周南市に、周南市の違約金請求には根拠がなく支払うべき債務はないと通知した。

周南市は、平成23年3月25日付けの文書で、西日本建設業保証株式会社に周南市に特約保証金を平成23年4月4日までに納入すること、支払期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した遅延賠償金を納付することとする督促状を送付した。